

町田市子ども創造キャンパスひなた村条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 ( 2 0 1 8 年 ) 5 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市子ども創造キャンパスひなた村条例

町田市青少年施設ひなた村条例（平成5年3月町田市条例第12号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 恵まれた自然環境の中での遊び、体験、創作活動等を通じて、子どもたちの心身の健康を増進するとともに、その豊かな創造性を育み、もって子どもたちの心身の健やかな育成を図るため、町田市子ども創造キャンパスひなた村（以下「ひなた村」という。）を町田市本町田2, 863番地に設置する。

### （事業）

第2条 ひなた村は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）子ども（18歳以下の者をいう。以下同じ。）の野外活動に関する事。
- （2）子どもの創作活動に関する事。
- （3）前2号に掲げる事業の担い手の育成及びその活動の支援に関する事。
- （4）ひなた村の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関する事。
- （5）図書の開覧に関する事。
- （6）前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

### （施設）

第3条 ひなた村に、次に掲げる施設を設ける。

- （1）ホール
- （2）レクリエーションルーム
- （3）和室
- （4）子どもサロン
- （5）工作室
- （6）野外炊事場
- （7）広場
- （8）野外ステージ

(事業の対象者)

第4条 第2条に規定する事業の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども及びその保護者
  - (2) 第2条第3号に規定する担い手である者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- (指定管理者による管理)

第5条 ひなた村の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 施設等の利用の承認等に関すること。
  - (3) 施設等の維持及び管理に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する業務
- (指定管理者の指定等)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、ひなた村の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) これまでの実績から施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。
- (2) 前条に規定する業務を効率的かつ効果的に行うことができること。
- (3) 前条に規定する業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(個人情報保護)

第8条 指定管理者は、第6条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（指定管理者の指定の取消し等）

第9条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（1）管理の業務又は経理の状況に関し報告しないとき。

（2）管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。

（3）第7条第3項に規定する基準を満たさなくなったとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められるとき。

（開所時間等）

第10条 ひなた村の開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、屋外の施設の利用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）1月から3月まで及び10月から12月まで 午前9時から午後5時まで

（2）4月から9月まで 午前9時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、開所時間及び施設ごとの利用時間を変更することができる。ただし、指定管理者が開所時間及び利用時間を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

（休所日）

第11条 ひなた村の休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の第1火曜日及び第3火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次項において「休日」という。）の翌日

(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる日が休日であるとき、又は同項第2号に掲げる日が休日、土曜日若しくは日曜日であるときは、その日を開所日とする。この場合において、市長又は指定管理者は、その日に代えて、休日、土曜日又は日曜日でない別の日を休所日とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。ただし、指定管理者が休所日を変更し、又は臨時に休所日を定める場合は、市長の承認を受けなければならない。

（利用の手続等）

第12条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をするに当たっては、ひなた村の管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) ひなた村の管理上支障があると認められるとき。

(4) 専ら営利を目的とすると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

（利用承認の取消し等）

第13条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利

用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく町田市規則（以下「規則」という。）に違反したとき。
- (2) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (4) 悪天候、災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

(利用料金)

第14条 利用者は、別表に掲げる施設等を利用するときは、利用料金を前納しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 4 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第16条 利用者は、第12条第1項に規定する承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第18条 利用者は、施設等に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管

理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、利用を終了したとき、又は第13条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 施設等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第21条 第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間におけるひなた村の管理（指定管理者による管理業務の一部を停止する場合にあっては、当該管理業務の一部に限る。）は、市長が行う。

(1) 指定管理者の指定の期間が満了し、又は第9条の規定により指定を取り消した場合において、その期間の満了の日又は取消しの日から新たに指定管理者を指定する日までの期間

(2) 第9条の規定により指定管理者に管理業務の全部又は一部の停止を命じた期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定又は指定管理者による管理が困難である特別の事情がある場合において、市長が必要と認める期間

2 前項の場合における第12条、第13条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

3 第1項の場合において、市長は、別表に定める額の範囲内において別に定める額の使用料を利用者から徴収するものとする。

4 第14条第1項及び第3項並びに第15条の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、第14条第3項及び第15条ただし書中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたひなた村の管理業務を行わせる者を選定する手続は、この条例による改正後の町田市子ども創造キャンパスひなた村条例（以下「新条例」という。）第7条の規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 施行日以後の施設等の利用に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

別表（第14条関係）

1 施設の利用料金

施設の名称	利用単位	利用料金の額	
		子ども団体利用	子ども団体利用以外
ホール	午前（午前9時から正午までの時間をいう。）	1,600円	4,800円
	午後（午後1時から午後5時までの時間をいう。）	2,300円	6,900円
	夜間（午後5時30分から午後9時までの時間をいう。）	2,300円	6,900円



	全日（午前9時から午後9時までの時間をいう。）	6,200円	18,600円
レクリエーションルーム	1時間につき	100円	320円
和室	1時間につき	70円	210円
野外炊事場	1回につき	170円	530円

備考 この表において「子ども団体利用」とは、次の各号のいずれかに該当する施設の利用をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の子どもの教育又は保育を行うものであって、市内に所在するものが子どものための行事等に施設を利用する場合
- (2) 主に第4条第1号及び第2号に掲げる者で構成する団体であって、規則で定めるものが子どものための事業等に施設を利用する場合

## 2 附属設備の利用料金

附属設備の名称	利用料金の額
グランドピアノ（ホール）	2,500円
グランドピアノ（レクリエーションルーム）	500円
照明セット（音楽会用）	1,000円
照明セット（演劇用）	2,500円
音響セット	1,500円

備考 附属設備の利用料金の額は、連続する時間における施設の利用（ホールを1

の表に規定する利用単位の午前及び午後又は午後及び夜間に連続で利用する場合を含む。) 1回当たりの額とする。